

市営住宅家賃福祉減額事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市営住宅条例(平成9年半田市条例第47号(以下「条例」という。))

第17条の規定に基づき、市営住宅入居者が次条の各号のいずれかに該当する場合、その者の家賃を減額するために必要な事項を定める。

(減額の対象者)

第2条 家賃の減額の対象者は、市営住宅入居者で別表のいずれかに該当する者で、かつ入居者及び同居者の所得月額(公営住宅法施行令第1条第3号の規定に準じて算出した額。以下同じ。)が52,000円を超え78,000円以下のものとする。

(減額すべき額)

第3条 減額すべき額は、対象者が入居する市営住宅(以下「入居住宅」という。)の収入分位に応じた本来家賃に10パーセントを乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により算出した金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。

(申請の手続き)

第4条 別表のいずれかに該当する者で家賃減額を申請しようとする入居者(入居決定者を含む。)は、市営住宅家賃減額・減免申請書(様式減免1)、世帯全員の住民票の写し及び次の各号に掲げる書類を市営住宅管理担当課へ提出する。

- (1) 母子世帯、父子世帯にあつては、戸籍謄本
- (2) 心身障がい者にあつては、障がい等の程度を証する手帳の写し
- (3) 原爆被爆者にあつては、被爆者健康手帳の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(審査及び通知書の作成等)

第5条 市長は、申請書等を受理した場合には、速やかに審査し、必要と認められる場合は実態調査を行い、市営住宅家賃減額・減免決定通知書(様式減免2)又は市営住宅家賃減額・減免申請却下通知書(様式減免3)、及び市営住宅家賃減額・減免対象者一覧(様式減免4)を作成する。

(通知書の送付)

第6条 市長は、前条の通知書を申請者に送付する。

(減額期間)

第7条 減額の期間は、市が月の15日までに申請書を受理した場合には受理した日の属する月の翌月から、16日以降に受理した場合には翌々月から、減額を開始した月の属する年度の末(年度途中で減額対象でなくなった場合はその月)までとする。ただし、入居指定日以前に受理した場合は入居指定日からとし、また退去した場合にはその日までとする。

(減額の更新期間)

第8条 減額の期間満了後引き続いて減免措置を受けようとする者は、減額期間が満了する日の属する月の前々月末までに、あらためて第4条の申請手続をとらなければならない。

(減額者の届出義務)

第 9 条 減額措置を受けた者(以下「減額者」という。)は、減額事由が消滅した場合には、速やかに市営住宅家賃減額・減免事由消滅届(様式減免 5)を市営住宅管理担当課に提出しなければならない。

(減額終了の通知)

第 10 条 市は、前条の届を受理し又は減額者が減額の対象でなくなったことが判明した場合は、市営住宅家賃減額・減免終了通知書(様式減免 6)で減額者に通知しなければならない。

(減額相当額の納付)

第 11 条 減額事由が消滅しているにもかかわらず、消滅後も引き続き減額措置を受けた者は、減額事由が消滅した日の属する月の翌月分からの減額相当額を納付しなければならない。

(納付金の免除)

第 12 条 市は、第 9 条の届出が遅滞したことについて、やむを得ない事情があると認められる場合には、納付金を免除することができる。

(他の減免制度との併用適用)

第 13 条 この市営住宅家賃減免制度は、条例第 40 条及び第 41 条の規定に基づく建替減免等制度と併せて適用する。この場合、当該制度による減額後の家賃に当制度に基づく減額を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の手續については同年 3 月 31 日までに申請したものについては、同年 4 月分の家賃から減額するものとする。
- 2 平成 7 年 10 月 1 日付け施行の「市営住宅家賃福祉減額及事務取扱要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

この制度の対象となる者	要件
20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡父（母子世帯・父子世帯）	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子（準ずる男子を含む。）で、20歳未満の子を扶養しているもの(同居の親族のうち20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。)であること。
65歳以上の者(老人世帯)	同居する親族の全てが次の各号のいずれかに該当するものであること。 1 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚表因の予約者を含む。） 2 18歳未満又は56歳以上の者
心身障がい者	本人又は同居する親族が次のいずれかに該当するものであること 1 厚生労働大臣が定めるところにより交付を受けた療育手帳を所持している者で、児童相談所の長又は知的障がい者更生相談所の長により重度又は中度の知的障がい者と判定されたものであること。 2 精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により重度又は中度の知的障がい者と同程度の精神的障がい有していると判定されたものであること。 3 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の3第1款症以上の障がい有するものであること。 4 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障がい者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障がい有するものであること。
原爆被爆者	本人又は同居する親族が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持しているものであること。

市営住宅家賃減額・減免 申請書

年 月 日

半田市長 殿

住 所 半田市 町 丁目 番

住 宅 名 市営 住宅 棟 号

氏 名(名義人) _____

電話番号(自宅・勤務先) () -

私は、次の状況にありますので、家賃の減額、減免を申請します。

家賃の額		収入分位による 家賃額 (減免前の家賃) 円			生活保護法による住宅扶助料の受給の有無		有・無	
減免理由 該当する番号 を○で囲んで ください。		1 家賃額が生活保護の住宅扶助料を超えている。 2 入院により住宅扶助料の支給を停止された。 3 所得月額が別に定める金額以下である			4 所得月額が別に定める金額の範囲内にある福祉世帯 (ア母子 イ父子 ウ老人 エ心障がい者 オ原爆被爆者) 5 災害 6 その他()			
入居 (扶養) 親族	No.	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業(勤務先・学校名)	※過去1年間の所得金額	
	1	名義人		明・大 昭・平 年 月 日	才			
	2			明・大 昭・平 年 月 日	才			
	3			明・大 昭・平 年 月 日	才			
	4			明・大 昭・平 年 月 日	才			
	5			明・大 昭・平 年 月 日	才			
	6			明・大 昭・平 年 月 日	才			
	7			明・大 昭・平 年 月 日	才			
	8			明・大 昭・平 年 月 日	才			
特別控除 該当者の 氏名		1. 障がい者氏名(うち 特別障がい者氏名) ()		2. 老人扶養親族 (70才以上)の氏名		3. 寡婦(父)の氏名		4. 特定扶養親族 の氏名
※ 審 査 欄								
添付書類		1 福祉世帯にあつては世帯全員の住民票 2 母子・父子世帯にあつては戸籍謄本 2 生活保護保護法による住宅扶助料受給者は様式減免7 3 上記特別控除該当者(寡婦・寡父・障がい者・老人扶養者・特定扶養親族)いる場合にあつては、 その方が特別控除該当者であることを証明する書類等 所得証明書・身障者手帳						

給与等支払証明書(給与所得者用)	次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等の支給を受けたことを証明します。									
	年 月 日									
	給与支払者 所在地									
	名称及び 代表者氏名									
	電話番号				印					
	氏 名					採用年月日		年 月 日		
	申請する月の前月から過去1年間の総支給額(いわゆる税込みの金額)									
	支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
	給与	円	円	円	円	円	円			
	賞与等	円	円	円	円	円	円			
支給年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	総支給額			
給与	円	円	円	円	円	円				
賞与等	円	円	円	円	円	円	円			
扶養者氏名										
扶養者氏名										
事業所得証明書(自営業者等用)	私の所得は下記のとおりであり、当該年度において 税務署へ申告する金額と相違ありません。					必要経費内訳(材料費等)				
	年 月 日									
	氏名					印				
	事業開始年月日		年 月 日							
	収入年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
	総収入額	円	円	円	円	円	円			
	必要経費	円	円	円	円	円	円			
	所得額	円	円	円	円	円	円			
	収入年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	総所得額		
	総収入額	円	円	円	円	円	円			
必要経費	円	円	円	円	円	円				
所得額	円	円	円	円	円	円	円			
扶養者氏名										
扶養者氏名										

様式減免 2

市営住宅家賃減免・減額決定通知書

第 号
年 月 日

市営 住宅 棟 号
様

半田市長

市営住宅の家賃の減免・減額申請について審査した結果、下記のとおり減免・減額を決定しました。

なお、この期間内に減免・減額事由が消滅した場合又は市営住宅を退去した場合は、その時をもつて期間は終了します。

(次回更新期間は 年 月 日～ 年 月 日まで)

記

条例で定める家賃額 (A)	減免・減額する額				納付すべき額 (A) - (B)	
	福祉減額	一般減免	その他	計 (B)		
円	円	円	円	円	円	
期間	年 月 日 から 年 月 日まで					
決定理由	母子世帯	父子世帯	老人世帯	心身障がい者世帯	原爆被爆者世帯	低所得者世帯

(注) 減免・減額事由が消滅した場合は速やかに「市営住宅家賃減免・減額事由消滅届」を提出してください。

なお、消滅の届出がないことにより、引き続き減免・減額を受け続けた場合は、免除された家賃及び延滞金をさかのぼつて納付することになります。

市営住宅家賃減額・減免申請却下通知書

第 号

年 月 日

市営 住宅 棟 号
 _____ 様

半田市長

年 月 日に申請のありました市営住宅家賃減額・減免については、下記の理由により却下します。

記

1. あなたの世帯の収入

所得者	所得の種類	収入年額	所得年額	特別所得 控除年額	差引所得額
		円	円	円	円
計		円	円	円(a)	円

2. あなたの世帯の所得月額

{ 同居親族 等控除 }	{ 老人扶 養控除 }	{ 障がい者 控除 }	{ 特別障がい 者控除 }	{ 特定扶養 控除 }
円	円	円	円	円

$$\left[(a) \text{円} - \left(\frac{\quad + \quad + \quad + \quad}{12} \right) \right] = \quad \text{円}(b)$$

3. よって、あなたの世帯の所得月額(b)は、減免・減額所得基準〔 円〕を超えています。

市営住宅家賃減額・減免事由消滅届

年 月 日

半田市長

市営 住宅 棟 号

氏 名

電話(自宅・勤務先)

() -

先に決定を受けました家賃減額・減免については、下記の事由により消滅しました。

記

1 . 減額・減免事由消滅年月日 年 月 日

2 . 決定を受けていた減額・減免の種類

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 母子世帯 | (5) 原爆被爆者世帯 |
| (2) 父子世帯 | (6) 低所得世帯 |
| (3) 老人世帯 | |
| (4) 心身障がい者世帯 | |

3 . 消滅事由

市営住宅家賃減額・減免終了通知書

市営住宅棟号
様

第 年 月 日

半田市長

さきに決定しました家賃の減額・減免につきましては、下記の理由により減額・減免が終了しました。

記

1. 減額・減免終了年月日

年 月 日

2. 理由

住宅扶助支給(支給停止)証明書

住所 半田市 町 丁目 番地
住宅名 市営 住宅 棟 号
氏名

1. 上記の者は、下記のとおり生活保護法による住宅扶助を受けていることを証明します。

記

住宅扶助額	保護開始年月日	備考
円	年 月 日	

2. 上記の者は、疾病等による入院加療のため、下記のとおり生活保護法による住宅扶助の支給を停止されていることを証明します。

記

住宅扶助額	住宅扶助支給停止期間	備考
円	年 月 日 ~ 年 月 日	

年 月 日

証明職氏名

印